

## 平成 30 年度 第 3 回 燕市行政改革推進委員会

【日 時】平成 31 年 2 月 8 日（金）午後 5 時 30 分～午後 7 時 10 分

【場 所】燕市役所 3 階 会議室 301

【出席者】委 員 伊皆桂子、亀倉党馬、笹川常夫、田村 秀  
長谷川禮子、廣瀬 世恵子、三井田可人、山崎綾子（敬称略）

事務局 企画財政部長 田辺秀男  
企画財政課長 春木直幸、同副主幹 五十嵐潤一  
同政策専門員 高宮 潤、同主事 安達佳奈恵  
総務課長 前山正則、同主幹 高橋義彦、同係長 藤野 聡  
都市計画課長 高橋 徹、同課長補佐 深澤 賢一  
同主任 相馬 建

【欠席者】 委 員 池田 弘、戸塚健一（敬称略）

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議題

#### （1）燕市行政改革推進プラン「平成 30 年度実施計画」について（資料 1）

会長：それでは今日の議題であります。燕市行政改革推進プラン「平成 30 年度実施計画」の実績見込について、基本方針として財政力、行政力、職員力、3 つの力の向上ということで整理してありますので、それぞれごとに説明をしてもらい、そしてまた質疑をするということで進行したいと思っております。それでは最初に財政力の向上の説明をお願いします。

（事務局から財政力の向上に係る項目の説明）

会長：それでは財政力向上の項目について説明がございました。質問や意見について挙手をしてご発言いただきたいと思います。

委員：実施計画を目標と実績で管理しているということですが、内容として進んだのであれば、目標数値を達成できなかったとしても、「○」の評価で結構だと思っております。それよりも気になるのは、目標値と実績値がぴったり一致している項目があることです。しっかりとした実績見込みによる評価をすべきであるのに、項目によって評価の仕方が異なるので、そこが統一できるともっとよくなると思っております。

事務局：委員がおっしゃることは、事務局でも課題として捉えています。評価は

もちろん、目標設定の考え方も必ずしも統一が取れていないのが現状です。様々な項目がありますので、すべてにおいて統一することは難しい部分もありますが、できる限り改善していきたいと考えております。

**委員：**医療費負担の削減について、ジェネリック医薬品などだけではなく、医者にかかる費用が少なくなれば、医療費負担は少なくなるということによろしいですか。

**事務局：**はい。

**委員：**私は、Jack&Betty 教室のボランティアに参加しているのですが、例年この時期になるとインフルエンザ対策として子どもたちにマスクを配布していました。しかし、今年度は予算がなくマスクを配布できないとのことでした。どうしても忘れてきてしまう子もいますし、そこから菌を持ち帰ることでさらに感染が広まる可能性があると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

**事務局：**基本的にそういった対策は、ご自分で行うのが原則と考えております。

**委員：**確かにそうですが、親が持たせても忘れる子もいるわけですし、周囲の子どもだけでなくボランティアなどの大人たちもインフルエンザに感染すれば、どんどん広がっていく恐れもあります。忘れた子に配布するという考え方はあってもいいのではないかと思います。

**会長：**この委員会は、予算編成について審議する場ではありませんので、この議論は所管する範囲を超えてしまいます。

**委員：**そうではなく、せっかくジェネリック医薬品で医療費の削減を行っても、一方で医療費を使うようなことが起きており、連携がとれていないように感じます。

**会長：**そういった強い意見があることを踏まえて、来年度の実施計画をどうするか検討が必要かもしれません。

**事務局：**今後の検討材料にさせていただきたいと思います。

**委員：**No.10 のスクラップアンドビルドについて、どのくらいスクラップがあってどのくらいビルドがあるのでしょうか。この間、公衆衛生推進員の改選がありまして、会議に一回も行っていないのに年間 9,000 円の手当を受け取るのは心苦しいという人の話も聞きました。

**事務局：**今年度は、全事業の見直しを行いました。その結果、平成 31 年度予算の中で 87 項目について廃止・縮減を行いました。総額 5~6,000 万円ほど縮減となっております。今回の廃止・縮減の中には公衆衛生推進員は含まれていませんが、今後実態を調査し検討して参ります。

**会長：**まさに行革の本分ですからスクラップできるものの検討を進めていただきたいと思います。

**委員：**No.16 の節薬バッグ事業の推進についてですが、飲み残しの薬があった場

合に調剤薬局等にもって行くということだと思いますが、その後バッグは破棄されるのでしょうか。

**事務局**：バッグについては、薬局で残薬調整してもらった後また持ち帰ります。

**委員**：そうした場合、配布頻度は今後どのようにお考えでしょうか、またどのくらいの効果を見込んでいるのでしょうか。

**事務局**：今回が初めての試みですので、今年度のバッグの使用状況を踏まえて配布頻度を検討していきます。また、平成 30 年度の財政効果の検証につきましては、来年度に入ってからになる予定ですので、次年度の計画には反映させられると思います。

**会長**：もしよろしければ行政力の向上の説明に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

**会長**：それでは今、15 項目について説明がございました。これらの内容について質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。

**委員**：No.38 についてですが、利用しやすい公式ウェブサイトの構築に関連して、この前、燕市のウェブサイトを見ていましたら、そこから議会の中継を見られることを知りました。大変素晴らしいことだと思うのですが、いつから行っているのでしょうか。

**事務局**：正確な時期はわかりませんが、2～3 年前から配信しています。

**委員**：No.40 広報紙の電子書籍化による配信についてですが、前回、広報紙が電子書籍化されるので、広報紙で使う人物写真の使用許可については、ウェブ上にもアップされることを担当者レベルでもしっかり意識をして欲しいとお願いしましたが、その辺はどうなったのでしょうか。

**事務局**：各課にいる広報主任を通じて、全職員へ周知していきたいと考えております。

**会長**：行革の所管する範囲を超えますが、燕市だけではなく大学や企業などすべての組織が直面している課題ですので、変化する中でどのように対応するのか個人情報保護のセクションや審査会などに伝えて徹底させるということを繰り返さなければならないと思います。

**委員**：個人情報について、具体的にどのようなことが個人情報に当たるのか、臨時職員など末端の人にも教えているのか、その辺の考え方はどのようになっていますか。

**事務局**：業務を通じて各主管課において個人情報取り扱いを教え、注意を払いながら業務をしていると認識しています。

**会長**：市役所に限ったことではないですが、正規職員でない臨時職員などが最前線で仕事をしていますので、自覚を持たせ教育・トレーニングすることが大切だと思います。

**事務局**：教育員会等でも臨時職員・非常勤職員を集めて研修を行っていますので、再度周知をしていきたいと思っています。

**会長**：もしよろしければ職員力の向上の説明に移らせていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から説明)

**会長**：それでは、職員力の向上について質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。

**会長**：No.51 の職員採用試験についてですが、目標の受験倍率の達成は厳しいのではないかと思います。全国的に売り手市場であるため、燕市だけの問題ではないと思うので、むしろ質の担保を頑張りたいと思います。

**委員**：No.46 の接遇力向上研修についてですが、職員全体の接遇力向上に努めていられるかと思っています。窓口など市役所で市民と直接接する機会がない職員とすれ違ったとき、そのまま素通りされ、えっ？と疑問に思いました。直接市民と接する人だけではなく、全体的に統一的な対応ができるような進め方をして欲しいと思います。

**事務局**：おっしゃるとおり、すれ違うときに会釈をするなど、基本的な接遇について全庁的に統一した対応ができるように進めてまいります。

**委員**：接客業ではないのでやりすぎない程度で、難しいとは思いますが、対応に差があると目立ちますので、行き過ぎないように進めて欲しいと思います。

**委員**：新聞で見た記事なのですが、新潟県は人口の減少数が全国でも多い方で、年間 2 万人、十年間で 20 万人が減るとなると、三条市、燕市、弥彦村の人口が十年後に無くなるということです。また、燕市の市長が、人口減少の中で、10 年後、20 年後の財政を健全にするにはどうしたらいいのかという記事も載っていました。健全な財政を保つには、収入を増やすか、支出を減らすことになるかと思っています。景気拡大が続いている今、過剰なサービスや不要な補助金を見直すいい機会なのではないかと思っています。

**事務局**：燕市の人口の減少の予測なのですが、2045 年には 5 万 4 千人になるという推計が出ており、人口が減ればそれに見合った行政サービスや施設の保有量

を考えていかなければと思います。委員のおっしゃるとおり、市長をはじめ市役所全体で、人口減少に対応した財政の在り方を考え、適正なサービス水準の見直しや歳出の削減を検討し、持続可能な財政に結び付けたいと考えております。

**委員：**下町ロケットのロケを誘致して撮影を行った財政効果は、何か集計されているのでしょうか。新聞に掲載されていたので、ふるさと納税が急激に増えたというのはわかるのですが、市を挙げてサポートしたわけですので、経費を含めてどれだけの効果があったのでしょうか。

**事務局：**ふるさと納税以外につきましては、適宜検証してまいりたいと思います。ふるさと納税につきましては、現在 10 億円を超えており、この前の補正予算では 12 億円に目標金額を上げさせていただきました。その他の効果については、検証が進んだ段階でご報告したいと思います。

**委員：**今回が 2 年任期の最後なのですが、各課がせっかくいいプランを立ててやっていこうとしているので、他の課にも見てもらい、他の課がやっていることで自分の課に取り入れられることはないかという連携をしていけば、もっとよい方向に進むと思いますので、検討して欲しいと思います。

**事務局：**これからは横の連携もより一層必要になるかと思いますので検討したいと思います。

## (2) 燕市の空き家対策について

**会長：**続きまして、第 2 回委員会のご質問に関連しまして、「議題番号(2)燕市の空き家対策について」説明をお願いしたいと思います。

(事務局から説明)

**会長：**今の説明について、質問などございましたら、挙手をしてご発言いただきたいと思います。

**委員：**空き家バンクには 590 棟のうち、どれくらい登録がされているのでしょうか。

**事務局：**日々変わっている数字ではありますが、総登録数で 121 件です。そのうち 53 件成約されています。

**委員：**空き家を持ったら空き家バンクというように市などで活動や組織について周知をしているのでしょうか。

**事務局：**燕市のウェブサイトでの周知はもちろんですが、納税通知書を送付する際に、「空き家バンク登録のすすめ」という文書を同封しお手元に届くように

しておりますし、窓口相談に来られたときにも案内しています。

**委員：**近所にも数年来の空き家があるのですが、一番気になるのが安全です。ガス、電気、戸締りの情報が近くに住んでいる人たちにもわかる仕組みはないのでしょうか。例えば、個人にその情報を渡すのではなく、自治会に渡すなどして情報が共有できると、近くに住んでいる者としては安心なのですが。

**事務局：**個人情報の問題もありますので、非常に難しいのが現状です。過去に自治会長さんに、ここは空き家になっていますよという情報を提供したことがあります。それを公表するとなりますと防犯面の問題もあります。さきほど説明した協議会にも自治会の方に入っただいて、空き家の情報をいただき現地を確認して把握しております。

**委員：**資料の「関係事業者団体との連携」に「地域（自治会）での見守り体制の検討」とありますが、具体的にはどういったことなのでしょう。まず、我々は住んでいなければ空き家だと思いますが、市の場合は例えばお盆などに帰ってきて一泊すれば空き家ではないというように空き家の解釈が違います。また、例えば空き家のガラスが割れていて所有者に連絡するけれども返事がないという現状もあります。

**事務局：**まず、空き家の解釈ですが、我々は実態調査を行って水道が閉栓になっていると所有者の方に手紙を出すなどして確認します。住んでいないということであれば、市では空き家と考えるのですが、住んでいないけれども倉庫として使っていますということになりますと、空き家とはならないと捉えています。はたから見ると空き家なのですが、使っているとなると空き家にはならないので、空き家の棟数の 590 棟には入りません。

**委員：**私の自治会は 360 世帯あるのですが、その内空き家と称するものが 33 あります。その率からすると 590 棟なんてものではないと思います。また、先ほど倉庫として使っている場合もあるとのことでしたが、実際に倉庫かどうかは確認しているのでしょうか。

**会長：**かなり法律論でデリケートな問題で、自治会としておっしゃることもよくわかります。憲法で保障されている財産権を持ち出されたときに、どこまで自治会が頑張れるかは悩ましい問題です。

**事務局：**明らかに使っていないとしても、倉庫として使っていますと言われますと、現地まで行って確認して使っていないですよねと言うのはなかなか…

**委員：**それで管理を自治会にせよと言われても無理ですよ。

**事務局：**管理を自治会にしてくださいというわけではなく、情報提供等をお願いしたいという意味です。

**委員：**しかし、住民からの苦情は自治会に直接きます。シルバーに管理を頼んで窓が割れていたとしても、中には入れないわけですし…個人情報が大事だというのはわかりますが、もっとスピーディーに対応してもらいたいです。

**委員**：先ほどの話にもあったように本人が使っているという場合なのですが、明らかに倒壊寸前で危険な状態でも、持ち主が住んで使っているとなった場合には手が出せないということでしょうか。

**事務局**：緊急安全措置というものがあり、所有者の負担になるのですが、明らかに倒れそうになっている場合には所有者の了解を得てなおかつ所有者に請求するという形で緊急的に措置することはできるのですが、根本的な解消にはなりません。

**会長**：現実には支払いができない人もいるわけですので、難しい問題です。

#### 4. その他について

**会長**：その他ということで、事務局の方から説明していただけますか。

(事務局から説明)

**会長**：それでは以上をもちまして、第3回目の委員会を終了させていただきます。  
ありがとうございました。